

平成24年1月 6日

別記様式第1号（第3条第1項関係）

法令適用事前確認手続（照会書）

国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されること並びに照会する法令の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には照会者名が公表されることに同意します。

平成23年12月27日

国家公安委員会 殿

照 会 者	(ふりがな) 氏名又は名称	そふといいさかふしきがいしゃ ソフトイーサ株式会社	
	(ふりがな) 法人その他の団体に あっては、その代表 者の氏名	たかひようとりめいやくのほり たかひゆ 代表取締役 登 大遊	
連絡先	〒305-0031 茨城県つくば市吾妻2-5-5 つくば市産振興センター2F(029)853局1831番		
代 理 人	(ふりがな) 氏名又は名称		
	(ふりがな) 法人その他の団体に あっては、その代表 者の氏名		
連絡先	〒 ()	局	番
① 自らが行おうとする 事業活動に係る具体的な行為	別紙の通り。		
適用の有無を照会す る法令の名称及び条 項	〃		
①の事項についての②の 条項の適用に関する照会 者の見解及び根拠	〃		
公表の延期を希望する場 合、その理由	なし。		
公表の延期を希望する場 合、公表可能時期	なし。		

備考

- 1 代理人の欄には、代理人がある場合に限り記載する。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成 23 年 12 月 27 日

〒100-8974
東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁交通局交通規制課長 殿

（国家公安委員会が所管する法令に係る
法令適用事前確認手続照会担当御中）

筑波大学発ベンチャー企業
ソフトイーサ株式会社

代表

法令適用事前確認手続（照会書）

拝啓 寒さ厳しき季節、貴庁いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。貴庁におかれましては、日頃、交通行政を通じて安全な日本社会の発展に寄与しておられることと存じ、深く感謝しております。

さて、ソフトイーサ株式会社（以下「当会社」といいます。）は平成 16 年 4 月 1 日に筑波大学の関係者によって設立された筑波大学発ベンチャー企業ですが、新規事業を行おうとするにあたり、当該事業が法令に抵触するかどうか確認する必要が生じましたので、国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則第 3 条第 1 項の規定に基づき照会させていただきます。

貴庁におかれましては大変ご多用なところ誠に恐縮に存じますが、内容をご検討の上ご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答の際には同封の返信用封筒（郵便切手貼付済）をご利用いただければ幸いに存じます。

敬具

記

1. 照会者

ソフトイーサ株式会社 代表取締役 登 大遊

連絡先：〒305-0031 茨城県つくば市吾妻二丁目 5 番地 5 つくば市産業振興センター 2F

電話番号：029-853-1831 SMTP メールアドレス：da.inquiry@softether.co.jp

2. 当会社が行おうとする事業活動に係る具体的な行為

筑波大学の大学構内の道路における交通の混雑の状態を予測する事業及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業の実施（詳細は別紙記載）。

3. 適用の有無を照会する法令の名称及び条項

道路交通法第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項

4. 条項の適用に関する照会者の見解及び根拠

筑波大学の大学構内の道路が、道路交通法上の道路（第 2 条（定義）第 1 項第 1 号）に該当するかどうかによって、当該事業を行う場合の道路交通法第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項の届出の要否が決定されるが、照会者としては、筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当するのかどうか判らない。したがって、当該事業に関する届出が必要かどうか判らず判断に苦しむところであるので、本書をもって照会させていただくこととした（詳細は別紙記載）。

以上

(別紙)

1. ソフトイーサ株式会社について

ソフトイーサ株式会社（以下「当会社」といいます。）は平成 16 年 4 月 1 日に筑波大学の関係者によって設立された筑波大学発ベンチャー企業であり、コンピュータソフトウェアの開発・販売およびコンピュータに関するハードウェア製品の製造ならびに電気通信事業法に基づく電気通信サービスの提供を主要な事業としております。

当会社の製品、サービスの多くは、当会社代表者が所属している筑波大学内において、または共同で研究開発されたものであり、例えば製品の 1 つである「PacketiX VPN」という通信ソフトウェア製品につきましては、日本国内において約 5,000 社の導入実績があるほか、平成 17 年度第 15 回日経 BP 技術賞 「特別賞」、平成 18 年度独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2006 「グランプリ」、平成 19 年度内閣府・経済産業省・総務省・財務省・文部科学省・国土交通省主催経済産業大臣表彰(平成 19 年度情報化月間・情報化促進貢献)など多数の公的な受賞をするなど、日本国内の市場において高い評価を受けております。

2. 当会社が行おうとする事業活動に係る具体的な行為

当会社は、筑波大学の大学構内の道路における交通の混雑の状態を予測する事業及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業の実施を計画しております。

2.1. 筑波大学の大学構内に関する説明

本事業について説明するために、まずは筑波大学の大学構内における特有の事情について背景を説明いたします。

筑波大学の大学キャンパス（所在地：〒305-0006 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1）は、東京の北東約 60km の位置にあり、南北約 4km、東西約 1km、総面積 257ha の敷地を有しています。この筑波大学キャンパスには、長さが一周すると約 7.1km 程度（支線など、すべての道路の距離を足すと約 13.0km）の道路（以下「筑波大学道路」といいます。写真 1）が敷設されており、大学の関係者や来訪者が自動車で通行したり、関東鉄道バス、JR バスなどの路線バスが乗り入れたりするなど、本格的な道路の様態を呈しています。



(写真 1 筑波大学道路の一部を撮影したもの)

この筑波大学道路の主要部分の車道の規格は、1 方向 1 車線×2 の 2 車線であり、車道部分は停車帯の 1.5m を含めて 9.0m の横幅がありますが、両側に歩道 1.5m、植樹帯 2m がすべての道路で付属していますので、道路としての合計横幅は 16.0m 程度です。ただし、北側のメインループの一部は既存林との関係で歩道は片道にしか設置されておりません。

筑波大学道路は大学の敷地内に敷設されておりますが、つくば市を通る公道と多数箇所で接続しています。接続点は交差点となっており、合計 11 箇所存在します。そのうち 6 箇所には信号機が設置されており、筑波大学の構内道路に外部から自動車で進入する場合は、これらのうちいずれかの交差点から入ることになります。各交差点によって接続される市道や県道を列挙すると、学園東大通り（茨城県道 55 号土浦つくば線）、学園西大通り（国道 408 号）、学園平塚通り（茨城県道 24 号土浦境線）、茨城県道 200 号藤沢豊里線、春日 1 丁目の市道、松見通り（天久保 2 丁目の市道）、天久保 3 丁目の市道、大学通り（春日 1 丁目の市道）などがあります。

また、筑波大学構内には合計 60 箇所程度の駐車場が設置されており、7,200 台程度の自動車を収容することができると言われております。そのうち半数程度の駐車場には入口にゲートは設置されておらず、誰でも自動車を進入させ通行したり駐車したりすることが物理的に可能です。

2.2. 筑波大学の大学構内の道路における交通の混雑の状態を予測する事業及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業に関する説明

2.1 で述べたように、筑波大学道路は大規模な道路設備であり、また 1 日に数千台から 1 万台近くの自動車が通行していると言われております。さらに、筑波大学道路は大学関係者の他、一般通行者が通過することが物理的には可能になっております。

このような大規模な道路設備においては、たとえ大学のキャンパス内であるといえども、渋滞が発生する場合があります。特に、最近になって筑波大学道路にデコボコの速度抑制用の段差装置のようなものが取付けられてからは（なお、このデコボコの速度抑制用の段差装置を避けようとする自動車や路線バスなどは、反対車線にはみ出して走行する場合があり、そうするとこのデコボコの速度抑制用の段差装置がかえって危険を増大させているのではないかという不評の声が大学内にあります。）、その速度抑制装置の上を高速で走行することによる車体へのダメージを避けようとする運転者が速度を抑制しようとして毎回段差装置の前でブレーキを踏み、これによって大幅な速度低下が発生し大学道路全体が渋滞するなどしており、数年前と比較すれば大学構内を自動車で移動通行しようとする人は、常に渋滞が発生しているかどうかを気にしながら通行することを強いられています。



(地図 1 筑波大学の大学構内の地図)

筑波大学道路は地図 1 のように複雑な形状をしており、交差点を内包しております。したがって、筑波大学内の建物から駐車場へ行き、そこから自家用車を用いて自宅や駅まで帰宅のため走行しようとする場合において、筑波大学構内を出るまでに通行することができる道路の道程には数種類があり、運転者が任意に選択することができます。たとえば、第三エリアと呼ばれる工学系棟を使用している大学院博士前期課程の研究者が自宅に帰宅するためには、ループ道路と呼ばれる筑波大学道路を左回りに回る方法と、右回りに回る方法の少なくとも 2 種類があります。さらに、途中で図書館下道路と呼ばれる筑波大学道路を経由してショートカットをすることもできます（初心者の運転者にとっては、中難易度が高い方法です）。それだけではなく、大学の追越学生宿舎・平砂学生宿舎付近にさしかかった際には、天久保 2 丁目方面から構外に出るか、または春日 1 丁目方面から構外に出るかを選択できます。筑波大学の道路を走行する運転者は、これらの道程の選択において、選択判断を間違えるとその際にバス（関東鉄道バス等）がデコボコの速度抑制用の段差装置の前で大幅に減速するなどしてその後方に自家用車の長いキュー（いわゆる待ち行列）が発生して長期間渋滞を受忍する必要が生じますので、できるだけ、事前に空いているほうの道路を通過して大学構外に出たいと切に希望している者が多数いると思われます。

そこで、当会社は筑波大学の大学構内の道路における交通の混雑の状態を予測する事業及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業（以下「本事業」といいます。）を行うことによって、筑波大学内における自動車運転者の利益に資することにしたいと計画しております。

2.3. 提供を計画している交通情報提供サービスの詳細

当会社は筑波大学道路のみを対象とした、交通情報提供サービスの提供を計画しております。

本事業においては、筑波大学内においてたとえば過去数ヶ月程度の自動車の混雑の発生件数・発生場所のデータを記録し、それを電子計算機または頭脳計算機を用いて解析し、それらから有意なデータを導出して、「本日の筑波大学道路の渋滞発生予測箇所」を時間帯別にインターネット上の地図上で表示することを予定しております。そうすれば、これから筑波大学道路を通行しようと計画している運転者は、持ち歩いているデスクトップパソコン、ノートパソコン、スマートフォンまたはいわゆるガラパゴス方式の携帯電話端末を用いてインターネット上の地図を表示し、自分が筑波大学道路を通行しようと計画している時間帯の各場所の混み具合を取得してから、それを参考に運転計画を作成することができます。それだけではなく、このようなインターネット上のシステムに対して利用者が目的地の建物（たとえば「筑波大学弓道場」など）の名称や場所を指定・選択すれば、その建物まで最も早期に辿り着くことができる筑波大学道路の道程の提示、および到着予測時間を画面上に表示するようなこともできます。これらのように、本サービスは、筑波大学道路を通行しようとするすべての人に対して有益な情報を提供することができます。（図 1）

現 状



筑波大学道路を通行して大学構外に出ようとしている運転者
(学生・教職員など)

「やっと今日の勤務は終了したぞ。
今日は急いで自宅に帰宅したい（自宅で
10Gbps の光ファイバのイーサネット専用通信
回線の工事の予約が午後 6 時からある）のだ
が、今日も大学の南端の出口の交差点（春日 1
丁目につながっている）は原因で渋滞してい
るかも知れない。
しかし、大学内の別の道（天久保 2 丁目方面
への出口）も混んでいるかも知れない。
どちらがスムーズか、わからないから、困っ
たな。」

将 来



筑波大学道路を通行して大学構外に出ようとしている運転者
(学生・教職員など)

ソフトイーサ株式会社が筑波大学道路の渋滞
予測サービス等を提供すれば、このように改
善されます！

「やっと今日の勤務は終了したぞ。
今日は急いで自宅に帰宅したい（自宅で
10Gbps の光ファイバのイーサネット専用通信
回線の工事の予約が午後 6 時からある）のだ
が、現在、できるだけ早く大学構外に出るた
めには、大学の南端の出口の交差点（春日 1
丁目につながっている）と大学内の別の道
(天久保 2 丁目方面への出口)とのどちらを通
行すれば良いか、さっそくソフトイーサ株式
会社が提供する筑波大学の大学構内の道路に
おける交通の混雑の状態を予測するサービス
及び目的地に到達するまでに要する時間を予
測するサービスに携帯電話からアクセスして
調べてみよう！」

《サービスの Web サイトに携帯電話からア
クセスする》

「どうやら、今日の夕方は大学の南端の出口
の交差点のほうが空いているようだ、とい
うことがわかった。」

（図 1 本サービスの概要、想定する利用者および生じる利益の説明図）

※ 図中のキャラクターは Word のクリップアートの「運転者」の図版を引用したものである。

2.4. 特記事項

当会社が本事業において提供する予定を計画している本サービスは、あくまでも、筑波大学の敷地内に敷設されている筑波大学道路を通行する場合における交通の混雑の状態を予測する事業及び目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業であり、筑波大学の敷地外にある一般の市道・県道・国道などを対象としたものではありません。

参考までに、その理由としては、本事業の実施においては各渋滞発生箇所の自動車の渋滞状況のデータを記録、解析する必要があり、それを筑波大学道路のみを対象に実施することは比較的規模が小さく実現が容易であるが、それ以外の一般道路を対象とすることは規模が大きく当会社にとっては困難であること、さらに一般道路における同様の情報提供サービスは他事業者や公的団体がすでに実施しているため、あえて当会社で実施する意義が少ないとなどが挙げられます。

3. 適用の有無を照会する法令の名称及び条項

当会社が本事業を行うにあたって適用の有無を照会する法令の名称及び条項は、以下のとおりです。

道路交通法

第 109 条の 3（交通情報の提供）

交通情報を提供する事業であつて次の各号のいずれかに該当するものを行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。（罰則：罰金 10 万円以下）

- 一 道路における交通の混雑の状態を予測する事業
- 二 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業

この条項によれば、「道路における交通の混雑の状態を予測する事業」等を実施する場合においては、氏名及び住所、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならず、この届出を怠った場合は罰金 10 万円以下の刑に処せられるとされています。

しかも、仮に当会社が届出を行った場合においては、同条第 2 項から第 4 項までに記載されている事項が当会社に対して適用されることとなり、これは国民の権利を制限し、または義務を課すことになる条項であるため、当会社としては、この届出が不要であるということであれば届出を行わないこととし、届出が必要である場合のみ、届出を行いたいと考えております。

そこで、当会社としては、本事業における本サービスの提供を開始するにあたって国家公安委員会に対して行う必要があるか否かを、本件照会手続をもって照会させていただくこととした次第でございます。

4. 条項の適用に関する照会者の見解及び根拠

第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項第 1 号において「道路における交通の混雑の状態を予測する事業」と規定されております。

ここで「道路」という単語は、道路交通法上の道路（第 2 条（定義）第 1 項第 1 号）を指すことは明らかであると思います。

そのため、筑波大学の大学構内の道路が、道路交通法上の道路（第 2 条（定義）第 1 項第 1 号）に該当するかどうかによって、当該事業を行う場合の道路交通法第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項の届出の要否が決定されるものと思います。

もし、仮に筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当する場合は、本事業は第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項第 1 号に該当する事業となり、同条における国家公安委員会への届出が義務づけられることになってしまい、これを怠ると罰金 10 万円以下に処せられるリスクが発生します。

一方、仮に筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当しない場合は、本事業は第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項第 1 号に該当する事業ではないため、同条における国家公安委員会への届出の義務はないということになります。

照会者としては、筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当するのかどうか判断できないため、当該事業に関する届出が必要かどうか判らず判断に苦しむところであり、本書をもって照会させていただくことといたしました。

なお、照会者において「筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当するのかどうか判断できない」理由について下記で説明いたします。

4.1. 筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当するのかどうかを当会社が判断しようと試みた際に生じた矛盾の概論

当会社は、筑波大学の大学構内の道路が道路交通法上の道路に該当するのかどうかを慎重に判断しようと試みましたが、仮に大学道路が道路交通法上の道路に「該当しない」と考えることは不自然である気もいたしますし、逆に、仮に大学道路が道路交通法上の道路に「該当する」と考えることは不自然である気もいたします。どちらを選択した場合でもつじつまが合わない不自然な状態が生じてしまい、これについて深く考えようとすればする程、思考過程が無限ループ（プログラミング用語において、CPU がプログラム内の同一箇所の実行を永久に繰り返す状態）のような状態となり、結論が出ないこととなってしまいました。

4.2. 仮に筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当しない」と考える場合に生じる不自然な点について

筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当しない」と考えることは可能です。

その理由としては、大学外の市道・県道から筑波大学道路に進入する交差点の大学敷地内においては、「関係者以外入構禁止」と記載された標札が設置されていること（写真 2）が挙げられます。これによって、筑波大学道路には関係者以外は進入してはならない旨の制限が付されていることが分かりますので、誰でも通行することができる道路ではないということになり、「道路交通法上の道路に該当しない」という考えが導出されます。



（写真 2 関係者以外入構禁止の標札）

このように、仮に筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当しない」と考えると、たとえば、筑波大学道路内において自動車を運転する際の行為については道路交通法が適用されないこととなるため、自動車を時速数百キロメートルの高速で走行させるなどした場合においても、そのような運転者を刑事罰の対象とすることができないなくなってしまいます。

また、筑波大学道路において道路交通法第 76 条（禁止行為）に違反する行為を行うことも、筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当しない」場合は、道路交通法上の刑事罰の対象となるリスクなく行うことができるようになってしまいます。

このように、仮に筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当しない」と考える場合には、不自然な結果が生じてしまうこととなります。

4.3. 仮に筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」と考える場合に生じる不自然な点について

逆に、筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」と考えることもやはり可能です。しかし、仮に筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」と考える場合においては、現状と比較して不自然な結果を生じさせてしまいます。

まず、道路交通法第 76 条（禁止行為）をみると、以下のような規定があります。

第 76 条（禁止行為）

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。（罰則：懲役 6 ヶ月または罰金 10 万円以下）

- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。（罰則：懲役 3 ヶ月または罰金 5 万円以下）
4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。（罰則：懲役 3 ヶ月または罰金 5 万円以下）
二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。（罰則：罰金 5 万円以下）

第 77 条（道路の使用の許可）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。（罰則：懲役 3 ヶ月または罰金 5 万円以下）
二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めて定めたものをしようとする者

仮に「筑波大学道路が道路交通法上の道路に該当する」場合においては、「信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置」することは禁止されることになります。これに違反した場合は、懲役 6 ヶ月または罰金 10 万円以下の罰則が適用されることになってしまいます。

そうすると、筑波大学が従前より多数、大学道路内に設置している写真 3 のような道路標識に類似する工作物（都道府県公安委員会が設置する道路交通法上の標識と区別するために「筑波大学」という文字がポール部分に記載されている）は、都道府県公安委員会によって道路交通法第 4 条（公安委員会の交通規制）に従って設置されたものではないため、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件がみだりに設置されていることになってしまいます。



(写真 3 筑波大学が大学道路に設置している道路標識に類似する工作物)

また、筑波大学においては従前より一時的にイベント等がある場合において写真 4 のような案内板などの工作物を大学道路の歩道部分に設置することが多くみとめられますが、これらは第 77 条（道路の使用の許可）における警察署長による道路使用の許可を得ることなく実施されている場合もあります。



(写真 4 筑波大学が大学道路に一時的に設置する AC 入試試験場案内板などの工作物)

さらに、筑波大学においては従前より年に数回程度の学生が主体となる祭事などのイベントがありま

す（写真 5、6）。



（写真 5 筑波大学において学生が実施する祭礼行事において大学道路に設置される工作物）



（写真 6 筑波大学において学生が実施する祭礼行事において大学道路に陳列される多数の竹）

これらの私的な学生が主体となるイベント（たとえば、「筑波大学宿舎祭・通称 やどかり祭」）における主催者は、大学道路の管理者に対しては予め開催の日時・場所・規模などを届け出る決まりになっています（大学内部のルール）が、警察署長に対して正式な道路の使用の許可の申請を行っていない場合が多数であると思われます。

仮に「筑波大学道路が道路交通法上の道路に該当する」とされる場合は、これらのイベントを実施する主催者は、警察署長に対して、事前に第 77 条（道路の使用の許可）に基づく許可を申請し、取得しなければならないということになってしまいます。さらに、一部のイベントにおいては、学生が道路における手信号に使用されるような赤い棒状のライトを用いて、大学道路を通行しようとする自動車に対

して交通整理を行い、祭事の開催中においてはその場所に自動車が立入らないように防ぐ行為を行っています（さらに、祭事の開催中においてその場所を自動車が通行してはならない旨を主張する案内版のようなものが設置されています）が、これらの学生が行う行為は、第 4 条（公安委員会の交通規制）による適法な交通規制ではないということになってしまい、したがって学生が行う私的な交通整理・通行規制などを運転者に求める行為は、第 76 条（禁止行為）第 4 項第 2 号における「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。（罰則：罰金 5 万円以下）」に該当することとなってしまいます。

これらのことを考えると、筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」とした場合は、現在は警察署長の許可なしで行われている前掲のような筑波大学内における私的な行為を適法にすることはできなくなってしまい、これらの行為を筑波大学道路において行うには必ず事前に警察署長の許可を得る必要が生じてしまう（仮に、筑波大学当局が自ら大学道路において何らかの使用行為を行う場合でも毎回警察署長の許可がなければ違法となってしまう）こととなると思われます。

また、道路上において学生等が私的に交通整理を行い、自動車の特定箇所への進入を禁止する行為は、仮に筑波大学道路が道路交通法上の道路であれば一切適法に行うことができなくなってしまいます。

さらに、筑波大学における施設の維持・管理用の自動車の中には、ナンバープレートを付けていない自動車もありますが、筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」とした場合は、このような自動車を運転することは第 55 条（乗車又は積載の方法）やその他の法律に違反することになってしまうこともあります。

これらは現状に照らして不自然なのではないかと思いますので、筑波大学道路が「道路交通法上の道路に該当する」と安易に考えることもできません。

4.4. 結論

4.2 および 4.3 から、筑波大学道路が「道路交通法の道路」に該当する、しないの判断は、当会社にとっては、いずれの側の判断を仮定しても不自然な結果が生じることから、正確・慎重な判断を行うことが不可能であるということが判りました。

しかし、4 の冒頭で述べたように、筑波大学の大学構内の道路が、道路交通法上の道路（第 2 条（定義）第 1 項第 1 号）に該当するかどうかによって、当該事業を行う場合の道路交通法第 109 条の 3（交通情報の提供）第 1 項の届出の要否が決定されることとなりますので、当会社としては、筑波大学道路が「道路交通法上の道路」に該当するか否かの判断は非常に重要な関心事であります。